

会議の概要(議事録)

会議の名称	(番号) 1 - 27	令和6年度第2回墨田区地域福祉計画推進協議会		
開催日時	令和7年3月27日(木)午後1時30分から午後3時00分まで			
開催場所	墨田区役所12階 121会議室			
委員名簿	出席委員(19名)			
		氏名	所属	出欠
	1	野原 健治(会長)	社会福祉法人興望館理事長	出席
	2	山口 稔(副会長)	関東学院大学名誉教授	出席
	3	山室 学	墨田区医師会会長	欠席
	4	稜川 雅彦	東京都向島歯科医師会会長	出席
	5	浅尾 一夫	墨田区薬剤師会会長	欠席
	6	鎌形 由美子	墨田区民生委員・児童委員協議会会長	出席
	7	庄司 道子	墨田区障害者団体連合会会長	欠席
	8	星野 喜生	墨田区老人クラブ連合会会長	出席
	9	三好 健太郎	墨田区特別養護老人ホームはなみずきホーム施設長	出席
	10	大滝 信一	墨田区社会福祉事業団事務局長	出席
	11	前田 恵子	墨田区社会福祉協議会事務局長	欠席
	12	小池 尋江	墨田区男女共同参画推進委員会委員	出席
	13	外川 浩子	NPO法人「マイフェイス・マイスタイル」代表	出席
	14	伊藤 林	個人ボランティア	出席
	15	大野 敏宏	個人ボランティア	出席
	16	木村 幸雄	個人ボランティア	出席
	17	井上 久子	録音グループ「かりん」会長	出席
	18	齊藤 宮子	点訳グループ「きつつき」会長	出席
	19	浮田 康宏	墨田区福祉保健部長	出席
	20	酒井 敏春	墨田区子ども・子育て支援部長	出席
	21	杉下 由行	墨田区保健衛生担当部長	出席
	22	須藤 浩司	墨田区保健衛生担当次長	出席
	23	後藤 隆宏	墨田区地域力支援部長	出席
	【事務局】			
	<ul style="list-style-type: none"> ・厚生課長 若菜 進 ・相談支援担当副参事 中尾 清美 ・生活福祉課長 渡邊 浩章 ・障害者福祉課長 瀧澤 俊享 ・介護保険課長 島田 哲夫 ・高齢者福祉課長 瀬戸 正徳 ・地域包括ケア推進担当副参事 清水 洋平 ・厚生課 大島、高林、佐々木 			
会議の公開 (傍聴)	公開(傍聴できる)		傍聴者数	0人

議 題	1 成年後見制度の利用支援等について 2 墨田区包括的支援体制整備事業・地域福祉プラットフォームについて
資 料	・次第 ・令和6年度墨田区地域福祉計画推進協議会委員名簿 ・資料1 成年後見制度の利用支援等 ・資料2 令和6年度第2回地域福祉計画推進協議会報告 (墨田区包括的支援体制整備事業・地域福祉プラットフォームについて)
会議概要	
<p>【1】福祉保健部長あいさつ</p> <p>【2】議事</p> <p>(1) 成年後見制度の利用支援等について 「資料1 成年後見制度の利用支援等」について厚生課佐々木主事から説明</p> <p>(2) 墨田区包括的支援体制整備事業・地域福祉プラットフォームについて 「資料2 令和6年度第2回地域福祉計画推進協議会報告(墨田区包括的支援体制整備事業・地域福祉プラットフォームについて)」について相談支援担当副参事から説明</p> <p>【委員からの意見】</p> <p><u>議事(1)について</u></p> <p>○外川委員 資料では市民後見人の受任件数が少ない現状が指摘されているが、補助・保佐・後見の種類で言うと、補助程度の段階であれば市民後見制度がより活用できると区では考えているのか。</p> <p>若菜課長 補助や保佐の場合はある程度被援助者ご本人が意思を示すことができるため、サポートのうえでは市民後見人の方が関われる部分が大いと考え。一方後見の場合は、生活上の支援のみならず、財産の処分や契約行為等を行う必要があり、専門性が高い点で市民後見人の方では担うのが厳しい側面がある。</p> <p>外川委員 そうなると、区が成年後見制度に関して行う「周知と啓発」においては、サポートを受ける対象者の認知度がそこまで下がっていない段階で、市民後見制度をいかに受けていただくかという点に力を入れていきたいということか。</p> <p>若菜課長 例えば早いうちに被援助者のご家族の方が(被援助者ご本人の)認知能力の低下に気づいた場合でも、ご本人がそれを認めず、支援に繋がらない場合がある。その結果、自身での判断が困難になった段階で後見制度を利用することになる。</p> <p>できる限り早めに、市民後見制度や、社会福祉協議会が行う地域福祉権利擁護事業など、提供可能なサポートを周知・啓発していくとともに、認知能力の低下は加齢とともに誰にでも起こりうることであり、必要な支援について気軽に相談が可能であるということも、区民の皆さまに受け止めてもらうことが重要であると考えている。</p> <p>外川委員 そのような考え方に対して、区として何か具体的な試みを行っているのか。</p> <p>若菜課長 少しずつ取り組んではいるが、より効果的な取組を行っていかねばならないと考えている。委員の皆さまからも、何か方策があれば寄せていただけるとありがたい。</p>	

瀬戸課長

成年後見制度の話に関連するが、認知症の方の尊厳・権利を守るには、必要な支援に繋いでいくことが重要である。令和7年度は、高齢者福祉課でも認知症検診事業や介護予防普及啓発イベントを実施予定であり、認知症に対して備えていくことの重要性を啓発していく。

小池委員

成年後見制度を活用するには、サポートを受ける側の心理的抵抗感を減らすことが重要になると思う。

制度を活用するにあたり、援助者への報酬が月2～6万円かかるのはなかなか高額だと思うが、実際にこの制度を使われている方の月々の収入は大体どの程度のレベルなのか。預貯金が無い場合でも、この制度は活用できるのか。

厚生課 佐々木主事

一概には言えないが、基本的には高齢者の方・預貯金が少ない方が多く、区長申立て（審判の申立てを区長が行う場合。条件により月18,000円～28,000円の報酬助成あり）の件数も多い。

小池委員

男女共同参画の分野からすると、高齢女性の低年金問題をとても大きな課題としてとらえているため、制度利用者の負担を低減するような仕組み（報酬助成）があることに安心した。

外川委員

市民後見制度の場合は、報酬の付与はあるのか。

厚生課 佐々木主事

月8千円の活動費は支給されるが、市民後見人はボランティアとして活動を行っていただいているため、報酬の付与は行っていない。

外川委員

一般の方が市民後見制度を使いたいと思ったら、一銭も払わなくて済むということか。

若菜課長

その点については、市民後見制度を使いたいというより、家庭裁判所がどういう方を後見人として選任するかの話になる。例えば市民後見人の方を後見人として選任したいという申立てをしても、被援助者の状況からして、市民後見人の方ではサポートを担うことが困難という判断を家庭裁判所が行うのであれば、ふさわしい方（弁護士、社会福祉士等）を選任することになる。

外川委員

区としては、市民後見人養成講座を受講し、市民後見人の資格を取られた方が多くいらっしゃるのに、実際の受任件数が少ないことを課題としてとらえていて、その方たちがより活躍できるように、認知度があまり下がっていない段階で市民後見制度を使ってほしいということか。その場合、報酬は発生しないのだから、被後見人は0円で市民後見人の方にサポートをお願いすることができるということか。

若菜課長

そのとおり。ただし、通常の成年後見制度においては、後見人は基本的に士業の方が担い、報酬が出るのに対して、市民後見制度は活動費の支給のみで、ボランティアとはいえ活動の負担に見合わない側面もある。

大滝委員

私は以前区で福祉保健部長を担っていたが、ちょうど市民後見制度を立ち上げた時期であり、受任件数が少ない状況は当初からあった。一番の壁は、被援助者が自身の認知度の低下を受け入れようとせず、市民後見人も含め後見人に頼るといふ発想がないまま症状が進行することであると考える。ある程度の年齢になれば認知度の低下は起き、それを受け入れなければならないという考え方を啓発するべきであると思う。

木村委員

現在市民後見人として、認知症の方を見ている。被後見人とはコミュニケーションがうまく取れないことも多いが、頼ってもらえることにやりがいを感じている。

一方、後見人という立場から、夜中に病院等から電話で呼び出されたり、被後見人が勝手に購入した通販の商品をキャンセルしたりなど、やらなければならないことも幅広い。市民後見人はボランティアであり、お金で動くものではないと理解しているが、せっかく養成講座を受けて市民後見人になっても辞めてしまう方も多いため、市民後見制度の望ましい在り方については正解を出すのが難しい。

議事(2)について

伊藤委員

町会でふれあいサロンの催しを企画しているが、なかなかうまくいかない。一方地域福祉プラットフォームに足を運んでみると、相談の専門家がいて、行くと安心できる場になっていると思う。

齊藤委員

(説明中に流した地域福祉プラットフォームの紹介映像(墨田区社会福祉協議会作成)に対して)例えば動画に映る人の中に車いすの方がいたり、外国人の方がいたりすると、多様に配慮したより良い映像になると思う。

中尾副参事

動画の作成にあたっては、映ってもよいか許可を取ったうえで撮影にご協力いただいているが、車いすの方や外国人の方でご協力いただける方がいらっしゃれば、その際はお声掛けしていきたい。

井上委員

近所の方が地域福祉プラットフォームに行ってみたところ、誰からも声をかけられず一人ぼっちだったそうである。担当職員等が初めて来た方に気づき、声をかけていただければ、その人はまた行きたいという思いになり、良い評判が口コミで広がっていくのではないかと思う。

鎌形委員

地域福祉プラットフォームは来てみても人がいないことがしばしばで、特に男性はあまり来ない傾向にある。誰もいなくてもその場に入りやすいような工夫をするのが大事であると考えている。

中尾副参事

来所されている状況は時間帯によっても偏りはあるが、来た方がまた来たいと思って帰っていただけるように、お声掛けをはじめ配慮していけたらと考えている。

外川委員

開設時間が平日の11時から16時となると、若い人や学生はほとんど(地域福祉プラットフォームを)利用できないと思う。実際先ほどの映像の中にも小中高校生はほとんど見られなかったが、利用しやすくするために何か考えていることはあるか。

中尾副参事

令和6年度のすみだ地域福祉・ボランティアフォーラムにて、テーマとして地域福祉プラットフォームを取り上げ、グループディスカッションで参加者の中学生の方からは「僕たちが行ける時間帯には開いていない」というご意見をいただいた。開設時間についてさまざまなご意見があることは認識している。

小池委員

市民後見人の方たちの活躍の場として、地域福祉プラットフォームを活用するという考え方もできるのではないかと思う。自己決定ができるレベルの方を見守り、対応の困難度が増してきた段階で速やかに区が準備している支援のシステムに繋げていくという流れの中で、地域福祉プラットフォームという場が果たす役割があるのではないかと感じた。

若菜課長

区社会福祉協議会が担う地域福祉権利擁護事業では、被援助者との契約により、金銭管理等のお手伝いを行うが、市民後見人養成講座を経た方々にもサポートにかかわっていただくことがある。ほかにもいろいろな形でご活躍の場があると思われるため、貴重なご意見として受け止めさせていただければと思う。

星野委員

先ほど地域福祉プラットフォームに男性が来ないという話があったが、男性は女性に比べ、目的がないとなかなか行きづらいと思われる。例えば（地域福祉プラットフォームの場で）企画が催されたとして、それに興味を持っては行くのかもしれないが、ただぶらっと立ち寄ることはないのかもしれない。どうすれば来てもらいやすいか、知恵を絞る必要があると感じた。

三好委員

地域福祉プラットフォームは、児童や障害者の方たち等とのかかわりがまだまだ十分でないように思われるため、（かかわりを深めるための）検討が必要かと思う。

中尾副参事

イベント、講座関連の企画としては、地域の医療機関や薬局の方々と連携し、健康講座の開催や夏休みに親子で参加してエコバックづくり、高齢者支援総合センターとのコラボでポッチャ体験会など地域福祉プラットフォームごとに地域特性や地域ニーズを把握して工夫しているところである。今後も年間を通じていろいろな企画について検討していきたいと思う。

【まとめ】

山口副会長

本日の協議会は要点や議題を絞って話し合いができたため、今までよりも議論が深まったように思う。重点議題に絞って議論を行うことは非常に重要であると感じた。

この協議会は計画の策定及びモニタリング評価を行う役割を担っているが、特にモニタリングは日常的に行うべきであるのに対して、この協議会を年に何度も開催するのは難しい。例えば小委員会や分科会を作り、一部の代表的な方々で集まって議論やモニタリングを行うことで、さらに議論の中身が深まるように思う。

成年後見制度について。私も成年後見人をやっているが、家庭裁判所への報告書の提出をはじめ負担が大きい。先ほども市民後見の具体的な体験談のお話があったが、そうした事例の話を聞かないと実態が見えづらく、事業評価ができない。一方でこの場で事例の話ばかりを聞こうとすると時間がなくなってしまうため、それぞれ小委員会や分科会を設けて議論するのがよいのではないか。成年後見制度を取り上げて評価を行うにあたっては、例えば「地域ごとの制度利用状況」「制度の効率性や持続性」「制度の認知度」「必要な時に適切な支援ができているか」など、さまざまな評

価値基準があると思うが、その中でもこの協議会で何を評価するのか、共通の認識を持っておくと話がまとまりやすい。市民後見人については、弁護士等にはない役割があると思われ、それをどう評価していくかという話もある。例えば、地域コミュニティで区民の方を支えていく際には、地域への情報発信や、区民の方に寄り添って意向を尊重していくようなことが必要であり、そこにおいては市民後見人の役割が大きいように思う。

地域福祉プラットフォームについて。資料には「世代や属性を問わず、交流や相談ができる居場所」との説明があるが、「居場所」という概念と「プラットフォーム」という概念は実は異なるのではないかと私は考えている。住民が気軽に立ち寄って交流や活動をするのはまさしく「居場所」であるが、「プラットフォーム」は「居場所」の基盤となる場であると思う。その場で地域の課題を情報共有し、課題解決のために多機関・多分野で連携して議論することに繋げていく、包括的支援体制の基盤となるような役割を果たすという意味で、「プラットフォーム」には「居場所」を支える役割がある。プラットフォームはさまざまな場面でよく使われる言葉であり、きちんと概念整理をしないと、「プラットフォーム」独自の役割・機能が明確になってこない。また、誰もが自由に出入りできるというのは良い側面でもあるが、実際は誰もが来るわけではない。その場に行けば同じ問題を抱えている人や自分のことを分かってくれる人がいて、交流の中で自分の抱えている問題が解決して、今度は自分が別の人に問題解決のための助言をして...というような、そこに行けば安心できるような「居場所」づくりについても考えていかなければならないのではないかと思った。

会議の概要は、以上である。

所 管 課

墨田区福祉部地域福祉課地域福祉担当
(電話03-5608-1163)